

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊本市長

市町村名 (市町村コード)	熊本市 (43100)	
地域名 (地域内農業集落名)	宇土開地区 (海路口、銭塘、奥古閑)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月4日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

熊本市の南西部に位置する水田地帯であり、都市近郊の立地条件や恵まれた流通環境を活かして、水稻を中心にナス等の施設園芸が行われている。農家の高齢化や後継者不足が懸念されるが、意欲的な農家が多く、地区内に耕作放棄地はない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心にナス等の施設園芸を推進していく。
当地区は基盤整備事業中(区画整理による整地、用排水分離、農道整備等を総合的に実施)であり、将来的な担い手等への農地集積を一体的に行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の農振農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。□

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や認定新規就農者等の担い手への農地集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を積極的に活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現在、基盤整備事業を実施中。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者や農業後継者などの新たな農業者の確保を進め、将来の地域農業の担い手として育成していく。 農家の世代交代を円滑に進めれるよう、県・市・JAとも連携して取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて取り組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】					
③スマート農業機械等の活用により集積・集約した農地に対する効率的・効果的な作業を実施していく。					